

マイナビの募集情報等提供事業への取組

本ページは職業安定法第 43 条の 6 に基づき、株式会社マイナビが運営する募集情報等提供事業について情報を 開示しています。

1.【求人等に関する情報の的確な表示】

求人情報、求職者情報、求人企業に関する情報、自社に関する情報、事業の実績に関する情報について、的確な 表示を行っています。

○正確かつ最新の内容に保つため以下の措置を行っています。

- ・ 求人情報・求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応しています。
- ・ 求人情報・求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に 確認し訂正または情報の提供を中止しています。
- ・ 求人情報の提供依頼者に募集終了や求人情報の内容変更が生じた場合、速やかに通知するように 依頼しています。
- ・ 求職者情報の提供依頼者には、求職者情報を正確・最新の内容に保つよう依頼しています。
- ・ 求人情報・求職者情報の時点を明らかにしています。

○虚偽の表示、誤解を生じさせる表示は行いません。

- ・ 労働条件として明示すべき項目をできる限り含めて表示しています。

2.【個人情報の保護】

個人情報保護方針より確認できます。

3.【苦情への対応】

問合せフォームを設置し、求人企業や求職者からの苦情には適切かつ迅速に対応しています。

4.【求人情報・求職者情報の検索結果の表示順】

情報の公開日、労働者になろうとする者の属性、検索キーワードに対する関連性、利用者の閲覧履歴、広告宣伝 費用などによって表示順は変わり、同条件の場合はランダム表示となります。

5.【求職者への金銭提供】

労働者になろうとする者に金銭やギフト券等を提供することは原則禁止としています。
サービス利用者からアンケート等への回答を求める場合やイベント来場者等に 500 円程度の電子ギフト券等を提供するものを除きます。